○「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成25年1月28日20130107商局第2号)新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案

4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準によれてきまったます。

現

- 4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。 (1)電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし
 - (1) 電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし 書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に 適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする者が兼任する事業場 (この① において「申請事業場」という。) が次のいずれかに該当すること。

イ~ハ (略)

- 二 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場(このニにおいて「原事業場」という。)と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者(このニにおいて「両設置者」という。)が次の(イ)から(ハ)までを満たす場合に係るもの
 - (イ) 両設置者間において締結されている1. (
 1) ①又は②の契約等において、規則第53条第2項第5号に規定された事項(点検頻度に関するものを除く。) に準ずる事項が定められていること。
 - (ロ) (イ)に基づいて定められた事項を、当該申請 事業場及び当該原事業場に勤務する従業員その 他の関係者に対し周知していること。
 - (ハ) 保安規程において、(イ)に基づいて定められた事項を遵守する旨を定めていること。

②~④ (略)

(2) (3) (略)

- り行うものとする。 (1)電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし
 - (1) 電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし 書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に 適合する場合に行うものとする。

行

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。

イ~ハ (略)

(新設)

②~④ (略)

(2) • (3) (略)